

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条-2	感染症患者の死体埋葬の許可	指導予防課

一類から三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、市の許可を得たときは埋葬することができる。

1 審査基準については、次のとおりである。

一類から三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体

2 標準処理期間 1日

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。